

## 条件付き一般競争入札執行要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事の請負契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により総務大臣が定める額（以下「特定調達適用基準額」という。）未満の契約において、開札後に競争参加資格の審査を行った上で落札者を決定する方式で実施する条件付き一般競争入札の執行に関し、必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 対象工事は、原則として次の各号のいずれかに該当する工事とする。ただし、緊急を要する場合その他条件付き一般競争入札に係る手続により難しい場合はこの限りでない。

- (1) 設計金額が5千万円以上、特定調達適用基準額未満の工事
- (2) その他競争性の確保を図るため条件付き一般競争入札によることが適当と認められる工事

(競争参加の条件)

第3条 競争に参加できる者は、県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、原則として次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 対象工事の工種の資格者名簿における格付け又は総合点数が一定以上の者であること。
- (4) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請の受付期限日において、次のアからウまでに定める届出をしている者（当該届出の義務がない者を除く。）であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。

- (6) 対象工事の設計を行った者と関連のない者であること。

2 前項各号に定めるもののほか、次に掲げる条件を付すことができるものとする。

- (1) 一定の地域内に、本店、支店又は営業所等があること。
- (2) 対象工事と同種又は類似の工事の一定の施工実績があること。
- (3) 対象工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者等が適正であること。
- (4) 対象工事と同工種に係る国家資格者等を一定以上雇用している者であること。
- (5) 対象工事の施工位置から一定の区域内において、県が発注する工事を施工中でないこと。
- (6) その他、対象工事の施工に関して特に高度な技術的適性を有する者であること。

(競争参加の条件の決定)

第4条 部局長は、前条に規定する条件の詳細な内容について、部局の建設工事等技術審査会（以下「審査会」という。）に諮り、部局の建設工事等運営委員会（以下「運営委員会」という。）において決定するものとする。

2 所長委任の工事については、前項の規定にかかわらず、所長は、前条に規定する条件の詳細な内容について、事務所に設置する指名選考委員会において決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 部局長又は所長（以下「部局長等」という。）は、条件付き一般競争入札を実施しようとするときは、対象工事及び競争参加の条件等について、次のとおり入札公告を行う。

- (1) 掲示を行う場所 入札執行課所
- (2) 入札公告は、別に定める標準入札公告例（以下「公告例」という。）による。

(競争参加資格確認申請及び確認資料の提出)

第6条 部局長等は、条件付き一般競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）の競争参加資格の有無を確認するため、対象工事の競争参加希望者から所定の期日までに条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び条件付き一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号）の提出を求めるものとする。

2 部局長等は、競争参加の条件に応じて必要な場合は、施工実績資料（様式第3号）、配置予定技術者資料（様式第4号）、技術職員名簿（様式第5号）又はその他の資料の提出を求めるものとする。

(競争参加資格の確認等)

第7条 部局長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、申請期限日現在をもって競争参加資格の有無を確認するものとする。

2 入札執行課長又は所長（以下「入札執行課所長」という。）は、前項の規定に基づく確認において疑義が生じたときは、運営委員会又は指名選考委員会（以下、「運営委員会等」という。）に諮り、意見を求めるものとする。

3 入札執行課所長は、競争参加資格の有無を確認したときは、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第6号）（以下「確認通知書」という。）により、競争参加希望者に通知するものとする。

（競争参加希望者の公表）

第8条 前条の競争参加希望者については、入札執行課又は出先事務所において、落札者の決定後速やかに閲覧の方法により公表するものとする。

（秘密の保持）

第9条 競争参加希望者から提出された申請書等は、公表しないものとする。

（工事費内訳書の提出）

第10条 入札に際し、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求めるものとする。

（開札後の競争参加資格の審査）

第11条 入札執行課所長は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者から所定の期日までに、入札公告により指定する競争参加資格の審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

2 入札執行課所長は、前項の規定に基づき提出のあった書類を審査の上、落札者の決定を行うものとする。

3 入札執行課所長は、所定の期日までに第1項の規定に基づく書類の提出がないとき、又は前項の規定に基づく審査の結果、競争参加資格がないと認められたときは、最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、次順位者について前2項の規定に基づく手続きにより落札者とするものとする。

4 前項の規定に基づき最低の価格をもって入札した者を落札者としなないときは、条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第7号）により当該入札者に通知するものとする。

5 入札執行課所長は、第2項の規定に基づく審査において疑義が生じたときは、運営委員会等に諮り、意見を求めるものとする。

（競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第12条 第7条第3項又は前条第3項の規定により競争参加資格がないと認められた者に対する競争参加資格がないと認めた理由の説明は、入札及び契約に係る苦情処理要領（平成15年6月1日施行）により取り扱うものとする。

（入札結果等の公表）

第13条 入札結果等については、入札執行課又は出先事務所において、落札者の決定後速やかに閲覧

の方法により公表するものとする。

(受付その他)

第14条 申請受付日時・場所、申請書等の作成説明会、申請書等のヒアリング、設計図書の閲覧等、現場説明会、競争入札執行の日時・場所、入札保証金・契約保証金、契約書作成、支払条件、契約条項を示す場所、県議会の議決に付すべき契約及びその他の内容については、公告例による。

(特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格申請等)

第15条 部局長は、対象工事を特定建設工事共同企業体に請け負わせようとするときは、対象工事の競争参加希望者から所定の期日までに、第6条の規定に基づく申請書等のほか、栃木県建設共同企業体取扱要領（以下「共同企業体要領」という。）第12条第3項に規定する書類の提出を求めるものとする。

2 部局長は、前項の規定に基づく書類の提出があったときは、共同企業体要領に基づく手続きにより入札参加資格を認められた者に対して、格付け等の結果を確認通知書により通知するものとする。

(フロー図)

第16条 落札者の決定に至るまでの流れは、別記「フロー図」を標準とする。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年5月14日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。